

園原湧水害補償に関する覚書

長野県下伊那郡阿智村智里字園原地区において、日本道路公団
恵那山トンネル工事に起因して発生した部落内の井戸水等の枯
渇せる被害者に対して補償するに当り、園原部落民の代表である阿
智村村長を甲として「以下甲という」、日本道路公団恵那山トン
ネル東工事事務所長を乙とし「以下乙という」標記に関して、下
記の通り覚書を交換するものとする。

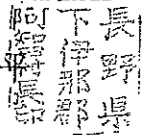
記

- 第1項 甲が布設せる園原簡易水道の管理運営については甲の責
任において行うこと。
- 第2項 乙の補償基準は永久補償であるので、乙の今後の施工（
将来車線も含む）に際して、既設の井戸水の枯渇に依る補償は
あり得ないものであること。
- 第3項 既設の給水施設については放棄するものとする。
- 第4項 此の覚書は二通作成し、甲、乙それぞれ一通を保有する
ものとする。

以 上

昭和47年10月17日

甲 長野県下伊那郡阿智村 村 長 原 孝



乙 日本道路公団名古屋支社

恵那山トンネル東工事事務所所長

小 林 一 夫

